(v)　「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。
(vi)　「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人として表示されている者をいう。
(vii)　「標章登録簿」とは、全ての登録の内容、全ての登録に関して記録された全ての事項の内容等の情報が集積したものであって官庁が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。
(viii)　「官庁に対する手続」とは、出願又は登録に関し官庁に対して行う手続をいう。
(ix)　「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。
(x)　「ニース分類」とは、千九百五十七年六月十五日にニースで署名され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された分類をいう。
(xi)　「使用権」とは、締約国の法令に基づく標章の使用のための使用権をいう。
(xii)　「使用権者」とは、使用権を与えられた者をいう。
(xiii)　「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。
(xiv)　「外交会議」とは、この条約の改正又は修正のための締約国の会合をいう。
(xv)　「総会」とは、第二十三条に規定する総会をいう。
(xvi)　「批准書」というときは、受諾書及び承認書を含めていうものとする。
(xvii)　「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。
(xviii)　「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。
(xix)　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
(xx)　「規則」とは、第二十二条に規定するこの条約に基づく規則をいう。
(xxi)　各条においてこの条約の規定を引用するときは、当該規定に係る規則の規定を含むものとする。
(xxii)　「千九百九十四年の商標法条約」とは、千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで作成された商標法条約をいう。

第二条　この条約が適用される標章

(1)　［標章の本質］
締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。

(2)　［標章の種類］
(a)　この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。
(b)　この条約は、団体標章、証明標章及び保証標章については適用しない。

第三条　出願

(1)　［願書に記載し、又は添付するもの及び料金］
(a)　締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し、又は添付するよう要求することができる。
(i)　登録の申請
(ii)　出願人の氏名又は名称及び住所
(iii)　出願人がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、出願人がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び出願人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
(iv)　出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
(v)　出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
(vi)　次条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を要求する場合には、当該宛先
(vii)　出願人が当該出願人が行った先の出願に基づく優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第四条の規定に従って要求されるときは当該優先権の申立てを裏付ける表示及び証拠
(viii)　博覧会において商品又はサービスを展示したことによって生じている保護についての利益を出願人が主張する場合において、自国の法令が要求するときは、その旨の申立て及びこれを裏付ける表示
(ix)　標章を表す少なくとも一のもの（規則で定めるところによる。）
(x)　該当する場合には、標章の種類及び当該種類の標章に適用される特定の要件を記載した陳述（規則で定めるところによる。）
(xi)　該当する場合には、自国の官庁によって使用される標準文字で標章が登録され、及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）
(xii)　該当する場合には、出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張することを希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）
(xiii)　標章の全部又は一部の音訳
(xiv)　標章の全部又は一部の翻訳
(xv)　ニース分類の類に従って類別された登録を求める商品又はサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）
(xvi)　自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書
(b)　出願人は、(a)(xvi)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて、又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。
(c)　締約国は、出願に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2)　［二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願］
二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。

(3)　［実際の使用］
締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)(xvi)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）自国の官庁に提出するよう要求することができる。

(4)　［その他の要件の禁止］
いかなる締約国も、出願に関し、(1)及び(3)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。
(i)　商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。
(ii)　出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
(iii)　願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
(iv)　標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約を締結している国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人がパリ条約第六条の五の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。

(5)　［証拠］
締約国は、自国の官庁が願書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、出願の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。